

11. 機関連携

11.1 高大連携

11.1.1 締結校一覧

高等学校と協力して双方の教育の充実・発展及び e ラーニングを柱とする新しい教育システムの確立・普及を主たる目的として、高大連携協定を締結し支援を行っています。平成 15 年 2 月に協定を締結した北海道札幌稲雲高等学校をはじめ、北海道内の公立、私立高等学校と締結しています。平成 22 年 6 月 30 日には、札幌市立高等学校 8 校と高大連携包括協定を締結しました。

令和 5 年度末の高大連携締結校は 34 校です。

11.1.2 高大連携支援活動

高大連携校に対し、生徒及び教員が円滑に e ラーニングを活用できるよう、必要な設備の技術検証及び設定、初期導入に必要な授業支援や生徒の個別サポートを行う e ラーニング講習会をはじめとし、様々な支援を行っています。

11.2 大学間連携

11.2.1 国内大学との連携

- ・平成 18 年 4 月 1 日 信州大学と「e ラーニング教材等の開発・運用とその教育評価に関する共同研究」に関する協力協定を締結
- ・平成 20 年 11 月 21 日 北星学園大学と「連携・協力に関する包括協定」を締結
- ・平成 26 年 8 月 22 日 北海道教育大学と「教員養成の高度化に関する協力協定」を締結
- ・平成 30 年 2 月 26 日 札幌国際大学と「学術交流に関する協定書」を締結

11.2.2 海外大学との連携

- ・平成 17 年 12 月 17 日 ポツダム大学 (University of Potsdam : ドイツ) と「教育研究協力に関する協定」を締結
- ・平成 22 年 11 月 18 日 湖南大学校 (Honam University : 韓国) と「教育的・学術的な交流と協力に関する協定」を締結
- ・平成 23 年 1 月 20 日 全南大学校 (Chonnam National University : 韓国) と「学術交流協定」を締結
- ・令和 3 年 11 月 24 日 フィリピン大学 (University of the Philippines : フィリピン) 連携協定(MOU : MEMORANDUM OF UNDERSTANDING)を締結
- ・令和 4 年 8 月 22 日 アユタヤ地域総合大学 (Phranakhon Si Ayutthaya Rajabhat University : タイ) 連携協定(MOU : MEMORANDUM OF UNDERSTANDING)を締結
- ・令和 4 年 11 月 22 日 泰日工業大学 (Thai-Nichi Institute of Technology : タイ) 連

- 携協定(MOU : MEMORANDUM OF UNDERSTANDING)を締結
- ・ 令和 5 年 2 月 17 日 シドニー工科大学 (University of Technology Sydney : オーストラリア) 連携協定 (MOU : MEMORANDUM OF UNDERSTANDING) を締結
 - ・ 令和 5 年 8 月 7 日 プリンス・オブ・ソンクラ大学 (Prince of Songkla University : タイ) 連携協定 (MOU : MEMORANDUM OF UNDERSTANDING) を締結
 - ・ 令和 5 年 11 月 23 日 モンクット王工科大学ラカバン校 (King Mongkut's Institute of Technology Ladkrabang : タイ) 連携協定 (MOU : MEMORANDUM OF UNDERSTANDING) を締結

11.3 8 大学連携事業

文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」

事業テーマ：「学士力養成のための共通基盤システムを活用した主体的学びの促進」

<事業概要>

学士力における質保証に課題意識を持つ、千歳科学技術大学（連携当時）、山梨大学、愛媛大学、佐賀大学、北星学園大学、創価大学、愛知大学、桜の聖母短期大学の 8 大学が国立・私立、理系・文系、学部・短大の枠を越えて連携し、「学士力養成のための共通基盤システムを活用した主体的学びの促進」が平成 24 年度に採択されました。具体的には 8 大学間で学士力に関わる共通基盤的な教育要素をクラウド上の共通基盤システム上に共有し、①大学の入学段階の学生の学習や学修観特性を把握・共有し、各大学で実施すべき初年次系の学修支援プログラムを実施する、②社会の要請に呼応した共通の到達度テストに基づく弱点箇所を e ラーニングで主体的に学ぶキャリア系の共通の学修支援プログラムを実施する、③大学間の FD・SD を通じて各大学の特色ある教育方法も共有しながら質の高い教育プログラムを展開し基盤的な知識・技能を活用して自ら問題の解決にあたることのできる自律型人材を育成する、以上がこの事業の目指すものです。

一連の取り組みを大学 e ラーニング協議会、日本リメディアル教育学会、日本情報科教育学会と協働し、他大学や地域社会で活用できる汎用性の高い学習内容や方法を構築し、ユニバーサル時代の日本の高等教育の質向上へ寄与することを目的としています。

令和 5 年度は、日本語・英語・数学・情報等の高大接続に関連する教材の整備を令和 4 年度に引き続き行いました。情報については、文部科学省の学習指導要領に沿った改定を行い、令和 7 年入学の学生から、内容の高度化が図られます。このための措置として、大学連携で教材を整備しました。具体的には、令和 6 年度実施（予定）の本学前期（情報学基礎演習）で教材（約 3 回分）として整備し、授業内容の高度化を図る計画でいます。また、山梨大学と創価大学と連携して、数理データサイエンスの教材の整備を図っており、本学の 1 年の統計基礎で、教材利用が始まりました。

11. 機関連携

11.4 北海道教育委員会

11.4.1 概略

平成 30 年度より北海道教育委員会と連携し、全道の小中学校に向けて本学の e ラーニングシステムを北海道教育委員会専用サービスとして提供しています。

11.4.2 令和 5 年度の取り組み

システムの運用・保守（クラウド）、運用中のユーザ問い合わせの 2 次対応、コンテンツ作成、全道展開に当たり必要となった追加機能の開発を学生スタッフと行いました。
現時点での総合利用者（アカウント）数は 97,000 超、登録学校数は 593 校となっています。